平成２１年（フ）第１７６１７号
東京都世田谷区若林５丁目39―２
破産者　細井　夕美
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７１５号
東京都国分寺市東戸倉２―10―９―101、住民票上の住所群馬県甘楽郡下仁田町大字吉崎155―１
破産者　生澤　茂雄
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７４０号
神奈川県横浜市鶴見区生麦５―11―18、住民票上の住所神奈川県横浜市磯子区磯子２丁目３―18
破産者　高田　治保
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７９７号
東京都品川区南品川６―12―22―201、住民票上の住所東京都港区高輪４丁目24―55―916
破産者　山下真由美
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８１０号
茨城県潮来市潮来939―19
破産者　金子　　信
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８１１号
茨城県潮来市潮来939―19
破産者　金子　浩恵
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８９１号
東京都渋谷区西原１丁目31―２―203
破産者　吉田　隼人
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９０１号
千葉県八千代市上高野1353―16―403
破産者　谷川　　良
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９２８号
青森県弘前市大字馬屋町21番地４
破産者　有限会社奈良正組
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９２９号
青森県弘前市大字馬屋町21―４
破産者　奈良　正藏
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８００９号
東京都大田区大森西３丁目１―25―610、開始決定時の住所東京都大田区中央８丁目28―３―301
破産者　関　　正行
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０１０号
東京都大田区大森西３丁目１―25―610、開始決定時の住所東京都大田区中央８丁目28―３―301
破産者　関　　節子
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１４７号
群馬県前橋市朝倉町３丁目35番地23
破産者　有限会社キャスト
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１４８号
群馬県前橋市朝倉町３丁目35―23
破産者　狩野　　敦
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１４９号
群馬県前橋市朝倉町３丁目35―23
破産者　狩野まゆみ
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１９０号
茨城県守谷市薬師台２丁目６―６―101、住民票上の住所山形県長井市日の出町８―22―１
破産者　嶋貫　正典
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２３０号
東京都江東区潮見１丁目29―15―2712
破産者　大野　和男
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３３３号
埼玉県所沢市御幸町６―１―604、開始決定時の住所埼玉県川越市南大塚２丁目13―25―406
破産者　竹下　利郎
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３８４号
大阪府箕面市牧落３丁目20―９
破産者　笠井　浩子
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４０８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区境木本町22―10
破産者　伊東　和民
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４３１号
東京都渋谷区渋谷３丁目27番15号
破産者　オリエントソイル株式会社
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４５６号
茨城県水戸市新原１丁目20―６
破産者　飯塚　政雄
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部